

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人恒和永千会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒和永千会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて職務遂行の対価として、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員の報酬の額)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる事項による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額とする。

(出張旅費等)

第5条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については月末支給とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議などに出席した都度支給する。

(交通費の支給)

第7条 役員等が理事会、評議員会へ出席及び法人業務として出勤したとき。ただし、理事長には交通費は支給しない。

会議等の開催場所が和気事業所内

(1) 和気町・赤磐市の役員等 3,000円

(2) 和気町・赤磐市以外の役員等 5,000円

会議等の開催場所が岡山市内

(1) 和気町・赤磐市の役員等 5,000円

(2) 和気町・赤磐市以外の役員等 3,000円

(適用除外)

第8条 法人及び施設の職員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(慰労金の支給)

第9条 辞任した役員等に慰労金を支給することがある。

2 慰労金額については期間を考慮し、理事会で審議し評議員会の承認を得るものとする。

(慰労金の支給方法)

第10条 慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

この細則は、平成30年7月1日から改正施行する。

別表 1 常勤役員等の報酬

区 分	報酬の額
理事長業務報酬	月 額 150,000円

別表 2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	報酬の額
評議員会への出席	日 額 5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日 額 5,000円

(2) 理事

区 分	報酬の額
理事会への出席	日 額 5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日 額 5,000円

(2) 監事

区 分	報酬の額
監事監査指導報酬	日 額 5,000円
理事会及び評議員会への出席	日 額 5,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	日 額 5,000円

別表 3 役員等の出張に関する報酬及び旅費等

区 分	報酬の額
出張業務報酬	日 額 10,000円
旅 費	実費 宿泊上限(1泊につき) 10,000円
その他業務遂行のための経費	実 費